

令和3年3月29日

一般社団法人群馬県建設業協会
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会
会 長 青 柳 剛

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における
工事及び業務の対応、及び年度当初の研修での留意事項について

この度、国土交通省から緊急事態宣言の解除後における工事対応と年度当初の研修
における留意事項について周知依頼がありましたので、添付のとおりお知らせいたし
ます。

※工事及び業務の対応については、令和3年1月7日付の国土交通省文書をご確認
ください。

一般社団法人群馬県建設業協会
TEL 027-252-1666
FAX 027-252-1993